

一般社団法人地域医療機能推進学会 理事会規則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人地域医療機能推進学会（以下「当法人」という）の理事会に関する事項について規定し、当法人の理事会の運営は、法令及び定款に定めるもののほか、本規則の定めるところによるものとする。

（理事会の構成）

第2条 1. 理事会は、当法人のすべての理事により構成される。
2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
3. 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めてその者の意見を聴くことができる。

（理事会の開催時期）

第3条 理事会は、事業年度毎に、原則として5月または6月、10月または11月および3月の年3回開催するほか、必要に応じて招集する。

（決議事項）

第4条 理事会は、次の事項を決議する。

- （1）当法人の業務執行の決定
- （2）総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- （3）重要な規則の制定、変更および廃止に関する事項の決定
- （4）理事長および常務理事の選定および解職
- （5）重要な財産の処分および譲受け
- （6）多額の借財
- （7）重要な使用人の選任および解任
- （8）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
- （9）理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- （10）理事の競業取引および理事と当法人間の取引
- （11）事業計画書および収支予算書の承認
- （12）事業報告および計算書類等の承認
- （13）重要な契約の締結
- （14）定款に定める総会に付議する事項

(15) 総会の決議に基づき理事会に一任された事項

(16) その他法令または定款に定められた事項および理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第5条 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の決議)

第6条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第7条 前項の定めにかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第8条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

(部会)

第9条 理事会は、次の部会を置くものとする。

(1) 院長部会

(2) 事務部会

(3) 看護部会

(4) 薬剤部会

(5) 放射線部会

(6) 臨床検査部会

(7) リハビリ部会

(8) 栄養部会

(9) 臨床工学部会

(10) ソーシャルワーカー部会

(11) 介護部会

2. 部会に、部会長1名、副会長2名、執行委員2名を置き、それぞれ理事長が指名する。

3. 部会長は、部会の事務を掌理する。

(改廃)

第10条 本規則の改廃は理事会の決議による。

平成27年 2月25日制定

平成27年 5月13日改定

平成28年12月16日改定

令和 5年12月 5日改定

令和 6年11月15日改定